令和3年 第3回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年3月24日(水)午後1時30分から午後2時26分まで
- 2. 開催場所 佐野市総合福祉センター2階 会議室
- 3. 出席委員 (14人)

| 会長 | 16番 | 志賀喜一 |
|----|-----|-------|
| 委員 | 1番 | 川上美由紀 |
| 委員 | 2番 | 石川俊雄 |
| 委員 | 3番 | 立川久恵 |
| 委員 | 4番 | 相場重雄 |
| 委員 | 6番 | 向田栄一 |
| 委員 | 7番 | 小林秀男 |
| 委員 | 9番 | 若田部明 |
| 委員 | 10番 | 金子一郎 |
| 委員 | 11番 | 本島光雄 |
| 委員 | 12番 | 大朏 孝 |
| 委員 | 13番 | 野村春男 |
| 委員 | 14番 | 川田恒夫 |
| 委員 | 15番 | 澁江修身 |

4. 欠席委員 (2人)

委員5番小関昭男委員8番新井勉

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 磯部高志

農地調整係 係長 飯島浩之

主査 飯塚康夫

主事 小松﨑梨菜

主事補 柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和3年第3回佐野市農業委員会総会を始めさせてい ただきます。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号5番 小関昭男委員、議席番号8番 新井 勉委員の2名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は16名でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。 したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第3回佐野市農業委員会総会を開会いたしま

す

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたい と思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」でありますが、総会規則第19条第2項の規定により、議席番号10番 金子一郎委員、議席番号11番 本島光雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、 農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松﨑梨菜主事を指名いたしま す。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転 用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届 出について」事務局より報告をさせます。 事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりで あります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条616番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は○○円です。申請地までの距離は0.2 km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、噴霧器2台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は361日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請 のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許 可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい て」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次 のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現 地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号 について、調査班、お願いします。

調査班

5条795番について報告します。

借人は2年前の台風19号で水害に遭い、栃木市から佐野市の実家へ 引っ越してきました。将来のことを考えて、実家近くに家を建てて住みた いとの希望があり、今回の申請に至りました。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種 農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目 的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当しま す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとな っており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま す。

5条796番について報告します。

今回の申請は太陽光発電設備を設置したく、今回の申請に至りました。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種 農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる 場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般 基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなってお

り、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条797番について報告します。

平成〇〇年頃から西側にある工場が許可なく駐車場として使用しておりました。工場敷地内に十分な駐車スペースがないということが理由です。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条798番について報告します。

申請人が将来両親の面倒を見ることを考え、奥さんの実家近くの土地を借りて住宅を建てようと申請された案件です。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種 農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目 的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当しま す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとな っており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条799番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「駐車場」であり、不許可の例外事由である既存の施設の敷地拡張に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(澁江修身委員 举手)

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番 澁江委員 5条799番について質問いたします。

申請地は特定土地改良事業等の施行区域ということですが、許可が認められるのでしょうか。

事務局

土地改良を実施した区域であることは間違いないのですが、今回の申 請地は農振農用地ではありませんので、拡張部分の面積が既存の施設の 面積の2分の1を超えない範囲で敷地拡張が可能です。

(大朏 孝委員 举手)

議長

議席番号9番 大朏 孝委員、どうぞ。

12番 大朏委員 今回の申請地は周辺に宅地が存在するのになぜ土地改良が行われたのでしょうか。

事務局

なぜ土地改良が行われたのかは把握しておりませんが、申請地が農地として取り扱われていたため、農地法上の手続きが必要ということで今回の申請に至りました。

議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」 を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。 令和3年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

軽微な変更29番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農業用施設用地」になり、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「農業用倉庫」であり、不許可の例外事由である農用地利用計画に指定された用途に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(澁江修身委員 挙手)

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番 澁江委員 農振農用地内でも農業用倉庫であれば許可ができるのでしょうか。

事務局

農地法では用途が農業用であれば許可ができるとなっております。今回の申請人については自宅が市街化区域内にあり、農業用の機械や資材等を置いておくスペースがないため今回の申請に至りました。

(大朏 孝委員 挙手)

議席番号12番 大朏 孝委員、どうぞ。

12番 大朏委員 ○○町にお住まいの方がなぜ○○町の農地に農業用倉庫を建築するのでしょうか。

事務局

今回の申請地の周辺に耕作地があり、耕作地の近くにトラクター1台 と農業用資材を置くスペースが必要という理由です。

(野村春男委員 举手)

議長

議席番号13番 野村春男委員、どうぞ。

13番 野村委員 申請人は5年ほど前に今回の申請地を取得して新規就農しました。自 宅近くには農業用倉庫を建てられる場所はありません。今回の申請はや むを得ない事情かと思われます。

議長

そのほか質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号 軽微な変更29 番については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設 用地への転用許可の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の挙手 を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号 軽微な変更29番については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題 といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、審議に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の12番、21番、27番について、議席番号14番 川田恒夫委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第4号 利用権設定関係の12番、21番、27番について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田恒夫委員 退室14:11)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号 利用権設定関係の12番、21番、27番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号 利用権設定関係の12番、 21番、27番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田恒夫委員 入室14:12)

次に、議案第4号 利用権設定関係の12番、21番、27番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号 利用権設定関係の12番、21番、27番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号 利用権設定関係の12番、 21番、27番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定 いたしました。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定 について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせま す。

事務局

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、計画の とおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号「農地中間管理事業に係る農 用地利用集積計画の決定について」は、計画のとおり承認することに決定 をいたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いた しました。令和3年第3回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重 審議、ご協力ありがとうございました。

14時26分閉会